

## 慶長六～九年の鍋島直茂・同勝茂と徳川家康

及川 亘

成立期の佐賀藩は、当主として龍造寺宗家を戴きながらも、鍋島直茂・勝茂父子が豊臣・徳川両政権より大名としての待遇を受けて実権を握り、藩政を主導していたことはよく知られているが、慶長十二年（一六〇七）三月の龍造寺高房の自害事件をきっかけに、直茂の嫡子勝茂が幕府から正式に当主として認められ、鍋島佐賀藩が名実ともに成立する<sup>2</sup>。この龍造寺体制の佐賀藩から鍋島体制の佐賀藩に移行する過程ではいくつかの政治的危機があったが、そのうち最大のものが慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いであったことは言うまでもない。

慶長五年七月上旬、徳川家康の命により父直茂が帰国して不在のなか、いまだ二一歳の若者であった鍋島勝茂は家康の上杉景勝攻めに参陣すべく龍造寺高房とともに龍造寺一門の多久安順・須古信明などを従えて大坂を進発するが、近江愛知川まで進んだところで石田三成方の関所に遮られて八日市近辺に滞留した。七月下旬には大坂に戻り、結局関ヶ原の戦いでは西軍側に参陣することになる。後欠で月日・宛所を欠くものの慶長五年に年次比定される直茂室石井氏（陽泰院）消息は、勝茂が後に大坂の陣で大坂方についた毛利吉政（室は龍造寺政治家女）とともに大坂城で秀頼に謁見し、秀頼からは腰物を拝領し馬廻衆を附属させられるとともに、毛利輝元からは安国寺恵瓊を介して知行の増加が約束されたことを国許に報じており、勝茂が西軍に取り込まれる様子が窺える<sup>4</sup>。

関ヶ原の戦いで結果的に西軍に参加することとなった鍋島勝茂は、伊賀・伊勢方面から東進し、関ヶ原の戦い当日の九月十五日には伊勢野代に在陣して決戦に参加することはなかった。西軍敗北の報に接した勝茂は急ぎ上方に戻り、十日後の九月二十五日には伏見城で徳川家康と会見し、肥前出身の禅僧で家康の篤かった閑室元倍や井伊直政・黒田長政等の取り成しもあつて、同じく西軍であった立花宗茂の筑後柳川城を攻めることで赦免され、直茂に三五万七千石余りの本領が安堵されたとされる。直茂は柳川攻めの後、家康の求めに応じて年内には大坂に参勤したものと考えられる<sup>5</sup>。

関ヶ原の戦いの後、家康は大坂城西丸に留まって戦後処理を進めたが、慶長六年（一六〇一）三月には伏見城に移った<sup>6</sup>。慶長六年八月に上杉景勝の会津一二〇万石から米沢三〇万石への減封を決めた頃には、概ねその他の西軍の大名の処分も終わり、東軍の論功行賞も済んで、残るは薩摩の島津義久と常陸の佐竹義宣の処遇のみとなり、家康は十一月にいったん江戸に戻った。しかし早くも翌七年（一六〇二）二月には伏見城に入り、それに合わせて主要な外様大名も伏見に参勤したと考えられる<sup>7</sup>。諸大名が伏見に集結した状況のもと、四月に参勤を渋っていた島津義久が領地の安堵と嫡子家久への家督相続を認められた一方で、五月には参勤中の佐竹義宣が常陸水戸から出羽久保田に移されることに決

まった。折しも家康は諸大名に対して伏見城の公儀普請を発令しており、佐竹義宣の転封は多分に見せしめの要素があったものと思われる。家康の強権を目的にしたりして、かつて西軍に参加した諸大名は、出役するにあたって改めてかなりの緊張状態を強いられただけである。佐賀藩では勝茂が現地に詰めて自家の普請衆を指揮し、人数の不足などの困難もあったが何とか無事に勤め上げることができた<sup>9)</sup>。

佐賀藩にとって、いつ家康の心変わりにより改易処分となるかもしれないという状況は同様であったが、その一つの区切りとなるのが慶長十年（一六〇五）五月の勝茂と家康養女となっていた譜代大名岡部長盛の女との婚姻であると考えて良いであろう。勝茂は戸田勝隆の女（豊臣秀吉養女）を正室としていたが、慶長八年（一六〇三）七月に亡くしている。「勝茂公御年譜」・「勝茂公譜考補」によると、この再婚の話は閑室元信を仲介として、幕府と直茂の間で進められた。当初榊原康政の女を家康養女として嫁がせるという案もあったようだが、直茂は「十万忝キ事二候へトモ、一旦御請申上候トモ、末々相続ノ介抱可難成ト存」と辞退し、最終的に阿茶局（家康側室飯田氏）の下で養育されていた岡部長盛の女を嫁がせることとなった。榊原康政のような大身の譜代大名ではないが、岡部長盛の内室は松平康元（家康異父弟）の女であり、長盛女は家康からは姪孫に当たる。後述するように、この婚姻は慶長九年閏八月に直茂が伏見に参動した際に正式に決まったものと考えられる。

また慶長九年（一六〇四）閏八月には名目上の佐賀藩主である龍造寺高房が従五位下駿河守に叙任され、秀忠に附属させられて江戸に詰めることも決まった。高房の江戸詰めは証人としての意味合いが強く、幕府としては、佐賀藩の運営は直茂に任せ、その嫡子の勝茂に家康の養女を嫁がせることで、直茂の後は勝茂に継承されていくことを示したのである。これらは以後の幕府の対佐賀藩の方針が確定したことを示す

ものといつて良いであろう。家康としても、関ヶ原の戦いの後の伏見城での会談や、伏見城普請での働きなどから勝茂の器量を見極めたうえでの決断だったと思われる。

このように佐賀藩にとって慶長六～九年は関ヶ原の戦いの後の政治的危機から脱する過程ととらえることができるが、「直茂公譜」・「直茂公譜考補」・「勝茂公御年譜」・「勝茂公譜考補」等や先行研究からはこの時期の具体的な事実経過を窺うことができない。先に筆者は主に佐賀県立図書館所蔵「坊所鍋島家文書」〔佐賀県史料集成 古文書編 第一一～一四巻所収〕に含まれる書状等一次史料の分析を通じて、慶長・元和期の直茂・勝茂の居所と行動についてまとめたことがあるが、「坊所鍋島家文書研究会」に参加して共同で読解を進めるなかで分かってきた事柄も多いので、本稿では以下に慶長六～九年について直茂・勝茂の動静を、家康との関係を中心に補訂することとした。

\* \* \*

#### 《凡例》

以下、本稿では典拠史料の注記は主に本文中の【 】内に示す。省略記号等は以下の通りである。

・典拠とする書状・覚書類は「何月何日付誰某書状」等と日付と差出を記す。

・『佐賀県史料集成 古文書編』は『佐古』とする。

・『佐古』第八～一〇巻所収の「多久家文書」については【多久】と示す。なお、「多久家文書」の年次比定は、多久家文書研究会編『多久家文書の「読みなおし」』（東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二―一、二〇二二年）に従った。

・同第一一～一四巻所収の「坊所鍋島文書」については【坊々号】と示す。

・同『佐賀県史料集成 古文書編』第一四卷所収の「三岳寺文書」については【岳々号】と示す。

・『坊所鍋島家文書未刊分―鍋島道虎関係―』所収の「坊所鍋島家文書」については【坊未々号】（アラビア数字）と示す。

・『勝茂公御年譜』は「年譜」、「勝茂公譜考補」は「考補」とし、『佐賀県近世史料』の編冊頁を【佐近一一二〇〇頁】等と示す。

他の『佐賀県近世史料』所収史料についても、編冊頁を同様に記す。

慶長六年（一六〇一）

「直茂公譜」・「直茂公譜考補」・「年譜」・「考補」によると、春に直茂に肥前三十五万七千石余りが安堵され、早々に直茂が参府し、追って勝茂も参府したとされるが【佐近一一〇二四八・八一四頁、佐近一一二〇三二・二四一頁】、直茂は、十一月二十六日（慶長五年）付閑室元佐書状【直茂公譜考補】所収、佐近一一〇八一四頁】で「従内府も加州上儀候様ニと被仰候」と、柳川攻めの後、家康より参勤を求められているので、慶長五年の年内に伏見に到着し、正月を上方で迎えたと思われる。一方、勝茂は正月を国許で迎えたが、以下に述べるように勝茂の参府は九月になってからである。

正月七日付勝茂書状【坊一六二二号】は、花押型から慶長六年もしくは同七年に比定されるが、これによると正月に勝茂は国許で腫物や口内炎を患っていることが分かる。慶長七年は後述するように年明け早々に参勤し、正月二十日には下関に到着しているため、状況からするとこれは慶長六年のこととして良いであろう。

正月頃には国許では佐賀城または蓮池城の普請が行われようとしていたらしいが、在伏見の直茂は関ヶ原の戦いの戦後処理が進む時分柄、目立たぬようにと指示している【坊一九号、正月晦日付直茂書状】。

二月五日付直茂書状【坊四一六号】は、「島津御成敗之儀、相のひ可申由」とあることから慶長六年に比定できるが、直茂は上方での逗留のために借銀をしたので、島津氏征伐の兵糧として取り置いた米を早々に上方に運送するように国許に指示しており、この時点でも直茂は上方にいたことが分かる。また「信州いつにてもかハリ次第二可罷下之由承候へ共、秋冬時分までハ、定而其元にて気相可養生と存」とあり、勝茂が参勤すれば直茂が交替して国許に帰ることになるが、勝茂は病気のためにしばらく国許で養生させることとしており、正月七日付勝茂書状【坊一六二二号】と状況が合う。直茂は秋頃までは上方に逗留することになった。

三月二十六日付直茂書状【坊四号】は、「内府様（家康）去廿三、ふしみ御うつり被成候、（中略）同廿五、致御目見、一段と忝被成御錠候間、可心安候」と、直茂の伏見での様子を伝える。この書状は『佐古』は「慶長四年カ」としているが、三月二十三日に家康が伏見に入るのは慶長六年である。また国許での検地について、もし打出（増分）が出るようであれば、使者をもって勝茂に伝えるとしている。その他にこの書状からは勝茂に男子が生まれたことが分かる。元茂は慶長七年生であるから、別の早世の男子（伊勢松カ）ということになる。

またこの年直茂は、小川市左衛門という者の家督を継ぎ、小川半介直房と名乗っていた次男忠茂を江戸へ証人として遣わした。二月五日付直茂書状【坊四一六号】にはすでに、「信州弟居候由□聞候間、彼者召よせ如何由」とあり、勝茂弟を証人として差し出すことが打診されていたと分かる。「半介」と称する忠茂が国許から伏見に上り、さらに江戸に下るという状況から本年のものと年次比定できる年月日不詳直茂書状（後欠）【坊七六七号】・五月二日付直茂書状【坊七六四・同七七二・同二九号】によると、「半介」<sup>(14)</sup>（忠茂）は四月二十日に伏見に着き、同二十日に伏見城で無事に家康に謁見した。直茂は慶長十六年五月十五日付

覚書【考補】所収、佐近一一二／二四二頁】で忠茂に江戸詰の心がけを説いており、忠茂はそれから間もなく江戸に下ったものと思われる。

在国の勝茂に対しては、直茂は慶長六年六月二十五日付覚書【考補】所収、佐近一一二／二四二頁】で普段の心がけを説いている。なお五月二日付書状では、直茂は諫早・武雄・多久・須古の龍造寺四家それぞれの腹心を談合のために伏見に上せるよう国許に求めている。「別条にも被仰出儀共候つれとも、半介一人にて当時申延候て下し申候、前後之談合候て、御内者まで御返事可【上候間】とあることから、家康側から忠茂以外にも龍造寺四家からの証人を求められているが返事を留保している状況であることが分かり、龍造寺四家の腹心の召喚はその人選のためであると考えられる。<sup>15)</sup>

その後、在江戸の忠茂より国許に送られた八月十二日付鍋島忠茂書状【坊未49号】では、勝茂は相変わらず在国であるが、病気は八月の時点でおおむね快気しらしいことが分かる。

九月十日付直茂書状【坊三二二号】からは、八月末か九月初めに直茂室石井氏（勝茂母）が上方から佐賀に帰ったことが分かる。併せて直茂は家康の江戸下向が十月十日に決まったことを報じ、勝茂の九月中の上洛を求めている。

九月十九日付勝茂書状【坊二〇六号】は、勝茂がこの日に下関に到着したことを国許に報じたものであるが、「検地一通目録、最前如申聞候、急度相調、可差上せ候、定而今明間ニ爰元可相越と存候、若於延引者、火急可申付候」とあることから、上方へ上る途中で出されたものであり（下りであれば間もなく国許に着くので「検地一通目録」を急いで送らせる必要はない）、この書状の年次は慶長六年に確定できる。ちなみに慶長七年は、八月には在伏見で帰国はさらに遅れそうな状況であり、九月に上りの旅はありえない。従って、病み上がりの勝茂は九月十

日付直茂書状の書状を受け取るか受け取らないうちに国許を出立したことになる。また九月二十日付勝茂書状【坊一九二二号】では、筑前芦屋で黒田長政の乗船を見て、自身も乗船を新造したいと述べている。九月初めか十月初めには伏見に着いたものと思われる。

ところで、関ヶ原の戦いの後、上方に留まっていた家康は実際には十月十二日に伏見を出立し、十一月五日に江戸に帰還する。家康の動向からすると、勝茂は家康が伏見に居るうちに到着するよう急ぎ参府し、無事に家康に謁見できたものと思われる。

十月十一日付勝茂書状【坊一八八号】によると、家康が伏見を発つ前に直茂には暇が出たらしく、十月十四日頃に肥前下向の予定、勝茂本人は近江佐和山城主の井伊直政の病気を見舞った後、十月二十五日頃に大坂出船の予定、勝茂室戸田氏は十一月四日頃に下向の予定となっており、併せて閑室元信にも暇が出た。

十一月五日付勝茂書状【坊一八六号】は、閑室元信の肥前下向と国許での迎接について報じているが、この前後の年で秋以降に元信の肥前下向の可能性があるのは本年に限られるため、この書状の年次は慶長六年に確定する。この書状には、「江戸へ遣候飛脚、必一両日中、可罷戻校量候、本佐州分罷下可然之通承候は、則出船可申候間、此書状着次第、我等迎之儀は早々申付、可指出候」とあり、江戸へ飛脚を送って、本多正信に勝茂本人の帰国の可否を確認中であることが分かる。「出船」とは大坂からの出船である。また「学校（閑室元信）御事、来ル十四五之間、可有御下之由候」とあり、閑室元信が十一月十四・五日に発足する予定であったことが分かるが、十一月十五日に伏見円光寺に鹿苑院の訪問を受けているので、それ以降に伏見を出立し肥前に向かったものと思われる。

その後、すでに国許に居る直茂に宛てた十一月十三日付勝茂書状【坊

一八七号】では、江戸に送った飛脚がこの日に伏見に戻り、帰国の許可を確認した勝茂は十一月十五日に内室戸田氏を伴って大坂を出船する予定となっている。十一月末頃には国許に着いたものと考えられる。

勝茂は閏十一月末の時点では在国であり【坊一一四八号、閏十一月二十八日付閑室元信書状】、年末も在国である【坊未六九号、十二月二十八日付田中吉政書状】。

肥前に下向した元信は、閏十一月頃には故郷である小城で湯治中であつた【岳五〇号、閏十一月二十一日付田中吉政書状】。その後、翌年の正月二十八日頃には京に帰着していることが確認できるので、年明けまでは肥前に滞在したものと思われる。

この間、慶長六年十二月二十三日付直茂・勝茂判物【岳九号】により、三岳寺の所領として直茂・勝茂から元信に対して小城郡内百石の土地が寄進され、慶長七年正月五日付勝茂判物【岳十三号】により、小城郡内の居屋敷地の不入が認められている。また元信は佐賀を出立する前には三岳寺に使用する瓦の土を鍋島道虎に依頼している【坊一七二号、四月二日付勝茂書状】。これらのことから、今回の元信の肥前下向の目的は三岳寺中興のためであつたと考えられる。直茂・勝茂が三岳寺の中興の支援をしたのは、多分に関ヶ原の戦いでの元信の家康への取り成しに対する謝礼の意味があつたものであろう。

なお、「考補」にはこの年のこととして、勝茂が参勤の途次に桑名に立ち寄つたことが記されるが【佐近一一二／二四四頁】、引用史料は慶長十五年のものであり、慶長六年に江戸に参勤したというのは誤りである。

#### 慶長七年（一六〇二）

直茂・勝茂とともに正月を国許で迎え、勝茂は早々に参勤する。正月

二十日付勝茂書状【坊一八九号】で、参勤の途次、この日に下関に着いたことを国許に報じ、「内府様」（家康）上洛の沙汰はないが、大坂に着けば分かるだろうとしている。家康が將軍になる前で正月に上洛するのは慶長七年である。勝茂は遅くとも二月初めには伏見に着いたものと思われる。

その後、六月二日付勝茂書状【坊一七六号】には、「昨日朔日今御普請二相部候」とある。六月一日に本工事が着工するのは、慶長七年の伏見城の公儀普請である【「当代記」】。この書状が慶長七年に決まると、それと関連すると考えられる四月二日付勝茂書状【坊一七二号】・五月二十七日付勝茂書状【坊一七五号】・六月十九日付勝茂書状【坊一七七号】・六月二十一日付勝茂書状【坊一七八号】が慶長七年のものとなり、勝茂は二月に上洛して以来一貫して伏見に詰めて、家中の普請衆の指揮をとつていたことが分かる<sup>19)</sup>。

また、坊一七八号からは直茂が在国であることが分かる。さらに「爰元御普請募行候は、各御暇可被下由候、御普請八月十日比は可相澄積候、其節は藤八郎殿も御暇出可申と存候」とあつて、普請が八月十日頃には終わりそうであること、その際には在洛であつた「藤八郎」（龍造寺高房）への賜暇もあるであろうことを国許に報じている。これは「考補」の「九月廿八日、藤八郎殿御下着、今度初テ御暇出ル」【佐近一一二／二四五頁】という記述とも合う。

また、在国の多久安順に宛てた八月十六日付勝茂書状【多二四六号】は、「御普請」が八月十六日の時点で済んでいることとともに、在伏見の家康生母大（伝通院、慶長七年八月二十八日歿）の病気のために賜暇が遅れそうであるという内容から慶長七年のものと分かるが、この書状では、この後勝茂は国許に戻る予定となっている。

その後、九月三日付勝茂書状【坊一九一号】は、勝茂・高房が九月七

日頃に大坂を出船する予定であることを報じているが、翌日の九月四日付勝茂書状【坊一八四号】では、勝茂の下国がさらに遅れそうな状況となっている。また坊一八四号では、勝茂は急ぎ直茂が上洛することを求めており、実際に家康が求めていたかどうかは別として、直茂と勝茂が交互に参勤することが必要であると認識していたようである。これを受けて直茂が参勤したという徴証はないが、直茂は翌正月には在伏見であるので、年内に参勤した可能性はある。

なお「年譜」・「考補」・「元茂公御年譜」で諸説あるが、この年の十月または十一月に蓮池城において勝茂男元茂が誕生したとされる【佐近一―二／三二・二四五頁、佐近二―一／七頁】。

#### 慶長八年（一六〇三）

勝茂は正月を国許で迎えたものと思われるが、その後出国した。国許にいる鍋島道虎に宛てた正月二十七日付勝茂書状【坊一六七号】は、花押型から慶長七年もしくは同八年に年次が絞られるものであるが、「江戸御普請二付、従加州、普請衆并奉行之儀、被申越候由承候」とあり、江戸での公儀普請について述べていることから慶長八年に比定できる。この書状からは、江戸での普請について直茂より国許に指示があったことが分かるが、「被申越候由承候」とあることからすると、この時点で勝茂は在国ではなく、直茂からの指示が行き違いとなつて、いったん国許に届いた指示をさらに国許から勝茂に届けたことも窺える。直茂は二月頃には筑前福岡城主黒田長政と同じ場所において福岡城普請への合力について直接依頼を受けたようであるが【坊九八八号、二月十五日付黒田孝高書状、および坊九八九号、二月二十九日付黒田孝高書状】、後述の勝茂・長政の江戸参府と併せて考えると、直茂は正月・二月には伏見にいたと考えられる。直茂を在伏見とすると、勝茂は坊一六七号を国許と

伏見の間で出したことになり、勝茂の国許出立は正月二十日前後、伏見着は正月末または二月上旬となる。直茂は三月には肥前に戻ったものと考えられる【坊九八九号】。

勝茂は二月中旬まで伏見に滞在した後、初めて江戸に参府する。坊一六七号には「我等儀も追而江戸御見廻申事候」とあり、既に勝茂の江戸への参府も予定されていたが、三月朔日付勝茂書状【坊一六九号】では、この日に黒田長政とともに伊豆三島に着き、同三日には江戸に着くであろうとしている。そして三月二十九日付勝茂書状【坊一九〇号】では、三月二十三日に早くも江戸から伏見に戻ったことを報じている。

「今度於江戸、別而仕合能候つる」ともあり、一週間程度の江戸滞在の間に無事秀忠に謁見できたことが分かる。この二通の書状は花押型から年次を慶長六年～同八年に絞ることができるが、慶長六年・同七年は勝茂が江戸に参府するタイミングはないので、両通ともに年次は慶長八年に決まる。ちなみに黒田長政も三月二十三日に伏見に着いており【黒田家文書】第二卷、五九号、三月二十九日付黒田長政書状】、勝茂と長政は江戸から伏見への行程も同道したらしい。

ところで、前年末、十二月二十五日に伏見に入った家康は、二月十二日に征夷大將軍の宣下を受け、三月二十五日に謝礼のために参内する。勝茂と長政の江戸から伏見への旅程は、家康の参内に合わせたものと考えられる。長政はこの時、家康の参内に供奉し、従四位下筑前守に叙任されたが【黒田家文書】第二卷、五九号】、勝茂の参内供奉については徴証がない。

その後勝茂は、長崎奉行として下向することになった小笠原一庵と面会している【坊七六九号、年月日欠書状（後欠）】。小笠原一庵が長崎奉行となるのは慶長八年の四月のことなので【十二編】慶長八年四月は月条】、勝茂は四月も在伏見である。

五月頃には七月に秀頼の祝言が行われることが決まり、直茂の上洛も取り沙汰される【坊二二〇号、五月十二日付勝茂覚書】。その後勝茂は、七月二十一日・七月二十七日・八月七日・八月十一日・八月十二日・八月十四日と、上方から頻繁に国許の鍋島道虎に書状を書き送っている【坊二二三号～二二八号】。これらの書状からは、直茂が国許で煩っていること、閑室元佶等の取り成しにより直茂の参勤が免除されたこと、昨年入部した龍造寺高房が在国であること、七月二十八日に秀頼の祝言が執り行われ、家康の江戸下向までは上方に留まる予定であるが、八月十四五日頃には下国できそうなので迎えの船の用意をさせたことなどが分かる。ところが実際には家康の江戸下向は遅れ、十月十八日に伏見を出発し、勝茂は同二十日頃に大坂を発つこととなった【坊二二一号、十月三日付勝茂書状】。この間、七月には勝茂室戸田氏が国許で亡くなり【坊五六七号、九月一日付鍋島忠茂書状、「年譜」佐近一一二／三二～三三頁、「考補」佐近一一二／二四七頁】、勝茂も九月から上方で病に臥せった【坊二一九号、九月十四日付勝茂書状、および坊二二一号】。

勝茂は十月末か十一月初めには佐賀に着いたと思われるが、花押型から慶長八年のものと比定できる十一月十四日付勝茂書状【多八六号】・十一月二十日付勝茂書状【坊二二二号】・十一月二十三日付勝茂書状【坊二二四号】によると、帰国後も病気は快然しなかったようである。なお勝茂は帰国後、佐賀城二の丸に入り、本丸には名目上の国主である龍造寺高房が居住したと考えられる【坊二一九号等】。

#### 慶長九年（一六〇四）

直茂は国許で正月を迎えた。勝茂も国許で正月を迎えたと思われるが、三月には家康の上洛に合わせて伏見に参勤した。三月五日付勝茂書

状【多一五号】により、三月七日または八日に佐賀を出発する予定であったことが分かる。家康は三月晦日に伏見に着いたが、勝茂は近江石部に向いて家康を迎えている【坊二二七号、四月十三日付勝茂書状】。

五月には直茂・高房（藤八郎）の上洛も取り沙汰されるが【坊二二九号、五月十八日付勝茂書状】、直茂は四五月頃は国許で病気を煩っていた【坊二二七号・坊二二九号】。高房は六月二十六日に出国し【多一四九号、七月八日付勝茂書状】、八月十一日に伏見で家康に謁見するが、高房も一時体調を崩したようである【坊二三九号、八月十二日付勝茂書状】。家康が閏八月十四五日頃に江戸へ下向する予定であり、八月半ばには直茂も出国したようであるが【坊四二二号、八月二十二日付直茂書状】。閏八月二二日付勝茂書状【坊二四二二号、八月二十八日付勝茂書状】、閏八月七日の時点でもまだ伏見に到着していなかった【坊一〇九五号、閏八月七日付田中吉政書状】。

閏八月十四日付直茂書状【坊三七七号】では、直茂が伏見にいたことが確認でき、十三日に「藤八郎」（高房）が「諸太夫二被仰出」されたこと、家康は十四日に江戸に向けて伏見を発つたこと、直茂自身はその日のうちに大坂に移動して、翌日秀頼に謁見した後、十六日か十七日には大坂から出船する予定であることを国許に報じている。直茂・勝茂父子と従五位下駿河守に叙任された高房は閏八月二十三日に揃って佐賀に着いた【佐古一〇／多久家所蔵文書全六八号、閏八月二十五日付鍋島直茂書状、および多二七号、閏八月二十五日付勝茂書状、大平二〇一五】。

なお、坊三七七号・坊一〇九五号・多久家所蔵文書全六八号・多二七号は閏月により慶長九年と決まるが、それらと状況の合う坊四二二号・坊二二七号・坊二二九号・坊二二九号・坊二二九号・坊二四二二号も同年に比定でき、花押も矛盾がない。

この時の直茂の上方滞在は一週間程度と短かったが、勝茂の岡部長盛

女との再婚はこの時に決まったものと考えられる。「考補」は「於伏見直茂公へ学校法印（閑室元佶）内意二御申有ケルハ」【佐近一―二／二四七頁】として、勝茂の再婚について直茂と閑室元佶が面談して決めたとしているが、戸田氏の死去の慶長八年七月から、婚礼の慶長十年五月の間で、直茂と元佶が面談できる機会は本年の直茂の伏見参勤の際の他はない。

その後、直茂はそのまま国許に留まり、勝茂と高房は江戸へ参勤することになる。閏八月二十五日付勝茂書状【多二七号】では、勝茂は九月中には高房に随伴して国許を立出する予定であるとしているが、実際に十月六日付勝茂書状【坊二四四号】では、前日に長門下関に着いたことが分かる。その間、筑前福岡では黒田長政と面会し、豊前小倉でも細川忠興と面会しようとしたが、こちらは忠興の病氣により叶わなかった【坊二四四号】。

十月二十七日付勝茂書状【坊二四七号】は、「將軍様（家康）御上洛之儀、年中相延、正月三日江戸御動座之由」とあり、將軍となった家康が正月に上洛するのは慶長十年のことであるから慶長九年に比定できるが、これによると「駿河守」（高房）は当二十七日に京都から江戸に向けて出発し、勝茂も随行した【坊二四六号、十月二十六日付勝茂書状、坊二四七号、および一一五二号、十月二十五日付閑室元佶書状】。両名は十一月十日に江戸に着き、十四日に秀忠に謁見、十五日に家康に謁見した【坊二四八号、十一月十六日付書状】。その後は江戸で越年したと思われる。

以上

注

- (1) 成立期の佐賀藩については、藤野保編『佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館、一九八一年）、城島正祥『佐賀藩の制度と財政』（文献出版、一九八〇年）、高野信治『近世大名家臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九七年）、同『藩国と藩輔の構図』（名著出版、二〇〇二年）などのまとめた研究があり、龍造寺から鍋島への移行の時期の藩政の確立について論じられている。
- (2) 及川「鍋島勝茂の佐賀藩継承」（佐賀県立図書館編『坊所鍋島家文書を読みなおす―成立期の佐賀藩と江戸幕府―』シンポジウム報告書「二〇二四年」）。
- (3) 『佐賀県史料集成 古文書編（以下、佐古とする）』第一二巻「坊所鍋島家文書」五二二号（以下、『佐古』第一―一四巻所収「坊所鍋島家文書」は坊々号と示す）。
- (4) 及川「鍋島勝茂の居所と行動について」（多久家文書研究会編『多久家文書の「読みなおし」』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二―一、二〇二三年）。
- (5) 前掲注4。
- (6) 藤井讓治『徳川家康』吉川弘文館、二〇二〇年。以下、徳川家康の居所と行動については本書を参照した。
- (7) 後述するように鍋島勝茂は二月には伏見に着いている。また黒田孝高は秀忠から直に上洛を求められており（中野等『黒田孝高』吉川弘文館）、その他、一次史料では「三藐院記」・「言経卿記」・「兼見卿記」・「舜旧記」・「時慶記」などから、伊達政宗・加藤清正・福島正則・細川藤孝・同忠興・毛利輝元・藤堂高虎の参府が確認できる。
- (8) 慶長七年の伏見城普請に出役した大名の全体は現在のところ明らかにできない。参勤の確認できる大名の内、加藤清正は二条城の普請に出役していたことが知られるが（時慶記）、その他の参勤大名は概ね伏見城普請に出役したと思われる。管見によるが、鍋島勝茂（直茂）・藤堂高虎（坊七六八号など）、毛利輝元（『大日本古文書』「益田家文書」七六七号など）が一次史料から確認できる。

(9) 及川「坊所鍋島家文書に見る公儀普請」(二〇一七～二〇二二年度科学研究費補助金・基盤研究(B)研究成果報告書『近世統一政権の成立と天下普請の展開』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二—一八、二〇二二年)。

勝茂は途中何度も国許に書状を送って普請衆の増派を督促しているが、「手前無人ニ候由、於御前御取沙汰の通承、笑止ニ存候」という有様であった(坊一七六号・一七七号)。

(10) 『佐賀県近世史料』第一編第二巻、三三三・二四九頁。

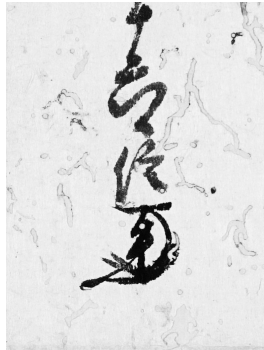
(11) 及川「『坊所鍋島家文書』に見る鍋島勝茂等の慶長・元和期の居所と行動について」(石津・及川・小宮・佐藤編『坊所鍋島家文書未刊分—鍋島道虎関係—』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇—一五、二〇二〇年)、および及川「鍋島勝茂の居所と行動について」(多久家文書研究会編『多久家文書の「読みなおし」』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二—一、二〇二二年)。

(12) 「附記」参照。

(13) 鍋島勝茂の花押は、分類の仕方にもよるが十五種類前後が知られている。このうち本稿で扱う慶長六～九年については、大きく分けて三種類が知られる。形の変化は明確であり、文書の年次比定をする際の最初の手がかりとして利用することができる。ここではその前後の時期の花押の変遷を示しておきたいと思う。

先ず(慶長五年)七月十五日付勝茂書状(坊一五五号)の花押は図版①であり、これが(慶長五年)十二月十三日付勝茂書状(坊一六一号)では図版②の花押となり、関ヶ原の戦いの前後で花押が変わったことが分かる。(慶長五年)十二月二十日付勝茂書状(一五七号)では図版③の花押となり、下部の鉢のような形の上端の丸みがなくなり、以後慶長六年はこの形で定着する。(慶長七年)三月十七日付勝茂書状(坊一八一号)では鉢の部分の形が平べったくなり(図版④)、(慶長八年)七月二十七日付勝茂書状(坊二二四号)まで同形である。(慶長八年)八月七日付勝茂書状(坊二二五号)では全く違う形となり(図版⑤)、(慶長八年)十一月二十六日付勝茂書状(坊二二五号)までこの形

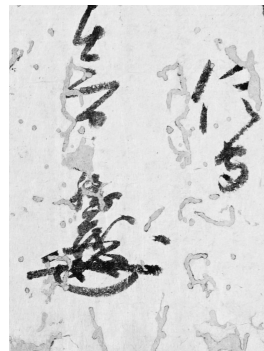
【慶長五年後半から慶長九年までの勝茂の花押の変遷】  
図版① 坊一五五号



図版③ 坊一五七号



図版② 坊一六一号



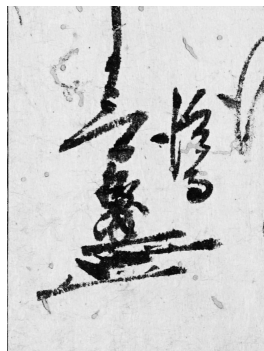
図版④ 坊一八一号



図版⑤ 坊二二五号



図版⑥ 坊二二七号



が確認できる。その後（慶長九年）四月三日付勝茂書状（坊二二七号）で全く違う形となり（図版⑥）、これは寛永十四年まで使われる花押の原型となったと考えられる。慶長八年の年末から九年の年初にかけて変化したと考えられ、慶長九年はこの形の花押が使用される。以下、本稿の本文中では花押の形に全てについてはいちいち触れないが、年次比定の根拠として花押も考慮に入れていることをあらかじめ断っておく。なお、各文書の画像は、佐賀県立図書館の古文書データベースから公開されているので、必要に応じて参照されたい。

(14) 『佐古』は坊七六七号を「勝茂書状」とするが、直茂書状が正しい。また『佐古』ではバラバラになっているが、坊七六四号・坊七七二号・坊二九号はこの順番で接続する。坊所鍋島家文書研究会での会員諸氏のご教示による。

(15) 多久家の家譜である「水江事略」巻之七安順公譜下（佐賀県立図書館所蔵「松浦家資料」）は、慶長七年のこととして、龍造寺四家より証人を差し出したとする。

(16) 倉澤昭壽編『足利学校第九世庵主閑室元信年譜稿』二〇〇二年。

(17) 前掲註16。

(18) 前掲註16。

(19) 慶長七年の伏見城普請における佐賀藩の出役については、及川「坊所鍋島家文書」に見る公儀普請」（『近世統一政権の成立と天下普請』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―一八、二〇二二年）、および及川「公儀御普請―現場監督する大名―」（『城郭史研究』四一号、二〇二二年）を参照。

(20) 「考補」は慶長八年のこととして戸田氏の死去に続けて勝茂の再縁を取り上げ、九月七日付の秀忠の勝茂宛書状【佐近一―二／二四八頁】を用いている。この書状は「今度御祝言」に際して勝茂より贈られた祝儀に対する謝礼として出されたものであるが、「慶八」との付年号が付されている。「考補」はこの「今度御祝言」を勝茂の婚礼として、再縁を慶長八年とする判断材料の一つとしたようであるが、再縁について「此事、慶長九年ノ事ナリトモ」と留保をつけてもいる。「今度御祝言」が

勝茂の婚礼で正しければ、付年号の「慶八」は「慶九」の誤りと考えられる。慶長八年には、戸田氏が亡くなった慶長八年七月六日から秀忠書状の日付である九月七日までの間に、勝茂は国許に頻繁に書状を書き送っているが【坊二二三―二一八号】、それらには再婚の話題は一切出てこない。慶長九年については、直茂の上洛から九月七日までは直茂・勝茂等の書状を欠くので確証はないが、直茂の上洛もあり、直茂と元信が面談したとする「考補」の記述に合ってくる。逆に、「慶八」の付年号が正しければ、この婚礼は勝茂の婚礼ではなく、豊臣秀頼と秀忠女千との婚礼が考えられる。「御祝言」という表現は秀頼に対する敬意を表したものであることになる。どちらの可能性も考えられるが後者の方が蓋然性は高いだろうか。

〔附記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同研究拠点特定共同研究「近世大名家臣家史料の「読み直し」と研究資源化」（二〇二三―二〇二四年度、研究代表者小宮木代良、および科学研究費補助金・基盤研究(c)「近世初期大名発給無年号文書群の研究資源化―佐賀藩家臣坊所鍋島家史料を対象として―」（二〇二三―二〇二五年度、研究代表者小宮木代良、課題番号二三K〇〇八〇九）の研究成果の一部である。これらの研究課題を通じて、「坊所鍋島家文書」を所蔵する佐賀県立図書館と東京大学史料編纂所を中心として「坊所鍋島家文書研究会」を結成し「坊所鍋島家文書」の共同研究を進めてきた。本稿の記述は研究会での成果に負う部分が多く、この場を借りて会員諸氏には厚くお礼申し上げる次第である。